

「「農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」及び「農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する告示案」についての意見・情報の募集」の結果について

令和8年6月

「農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案」及び「農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する告示案」について、令和8年4月23日から令和8年5月22日までの期間、意見・情報の募集を実施しました。

その結果、募集期間において、1名からの御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する農林水産省の考え方を別紙に記載しましたので、お知らせします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政への御理解、御協力よろしくお願い申し上げます。

【別紙】

提出された御意見	御意見に対する考え方
大臣名のインデントが１字低いのではないか。 (下を２字空きとするのが通例。)	新旧対照表の書式は省内ルールに則って作成しております。 また、官報に掲載される際の外観も、掲載される紙面の構成によって変わります。
農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協規則」という。）第六十六条第二項第一号において「・・・の担保権の実行による株式若しくは持分の『取得』又は・・・に掲げる事由によらずに『取得された』時・・・」と規定しているが、前者の『取得』も「時」にかけているのであれば、『取得』という名詞と『取得された』という動詞の連体形を「又は」で接続していることとなり不適切ではないか。例えば、新農協規則第六十一条第一項第一号の「・・・その子会社から『取得し』、又は賃借した営業用不動産・・・」のように、「・・・の担保権の実行による株式若しくは持分の『取得され、』又は・・・に掲げる事由によらずに取得された時・・・」と規定する方が適切ではないか。 ※同様の構文となっている箇所が多数あるため全て修正すべき旨意見する。	他法令の規定も参考に、「持分の取得又は」としたものです。
新農協規則第六十七条第二項第十七号へにおいて「・・・民法第六百六十七条第一項に規定する『組合契約』、商法第五百三十五条に規定する『匿名組合契約』、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する『投資事業有限責任	他法令の規定も参考に、「これらの契約に類する契約」としたものです。

組合契約』若しくは有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する『有限責任事業組合契約』又は外国における『これらの契約に類する契約』・・・』と規定しているが、『組合契約』『匿名組合契約』『投資事業有限責任組合契約』『有限責任事業組合契約』はいずれも定義語であるため『これらの契約』では指し示せないのではないか。これらの定義語が一般名詞たる「契約」に該当することは規定されておらず、例えば、組合契約を「当該」で指し示す場合には「当該契約」ではなく「当該組合契約」と規定する必要があることを踏まえれば、単に『これらに類する契約』と規定するのが適切であると思われる。

※農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則第八十八条第二項第十七号へについても同様に意見する。